

答 申 書

平成25年（2013年）9月30日

横須賀市情報公開審査会

(平成24年度第2号諮問事案)

横情審第21号

平成25年(2013年)9月30日

横須賀市公平委員会

委員長 木村良二様

横須賀市情報公開審査会

委員長 原田一明

公文書の部分公開決定に関する異議申立てについて(答申)

平成24年5月9日付け横公平第1号をもって諮問された公文書の部分公開決定に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市公平委員会が、別表1に掲げる文書1ないし文書33につき、部分公開とした決定のうち、別表2に掲げる部分を非公開とした決定は、妥当ではなく、公開することが相当であるが、その余の部分を非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、異議申立人(以下「申立人」という。)が行った公文書公開請求に対し、横須賀市公平委員会(以下「実施機関」という。)が、平成24年3月15日付け横公平第23号により、条例第7条第1号(個人に関する情報)及び同条第2号ア(法人等に関する情報)の規定を理由として行った部分公開決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

申立人が提出した異議申立書、諾否決定理由説明書に対する意見書及び書面による意見等の陳述書によると、概ね次のとおり要約される。

ア 非公開部分の条例第7条第1号該当性について

(ア) 個別事項の非公開情報該当性について

実施機関が条例第7条第1号に該当するとして非公開とした部分は、特定の個人が識別され得る、その他の記述等により識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある個人に関する情報であることを理由としている。したがって、これらの状況がないのであれば、非公開理由が存在しないこととなり、公開すべきである。

また、実施機関は、条例が個人識別情報型を採用していることに言及し、非公開理由の一つとしているが、プライバシーについて触れている。そのため、個人識別情報型に由来する非公開部分ではない非公開部分が存在していることが示唆されることから、条例の運用が妥当かどうか疑問である。

個人識別情報型を前提に非公開理由を選別するということは、個人識別性を判断するのであるから、日付の情報についても、特定の個人の権利利益を侵害するおそれを評価するのではなく、個人識別性を判断する必要がある。分限免職の日付が非公開とされているが、時期が限定されており、公開しても個人が識別される蓋然性が高くなるとはいえず、また、書類の提出日については、分限免職から裁決までの期間であることから、分限免職日から裁決日までの日付には非公開理由が成立せず、公開しなければならないと解される。

(イ) 公務員の職務遂行情報該当性について

実施機関は、条例第7条第1号に該当するとして非公開とした部分は、公務員の職務遂行以外の情報であるとしている。非公開部分には、特定行動として評価した部分が多数含まれているが、前後の公開された文書には、公務員の職務遂行以外の情報ではないものが含まれているように思われる部分もある。

また、情報の属性からして、当該個人の権利利益を害すると解することが適当かどうか疑問なものであり、条例が予定する非公開理由に該当するものか疑問である。

実施機関が説明しているように、本件文書は、全体にわたり、審査請求人をはじめとした複数人の特定個人に関する情報が記載されている。実施機関は機微情報と表現し、公平委員会における不服申立ては身分取扱いに関することではあるが、実際の審査においては、必ず、職務遂行上の情報が取り扱われる状況にあったことから、見方によっては職務遂行上の情報である。

(ウ) 本件処分における非公開部分について

本件処分においては、公文書の原則公開の理念は尊重されており、かなりの部分が公開されたことは、客観的に高く評価されると思われるものであるが、前後

の文脈と他の非公開部分からして、公開すべき部分が存在するものである。

また、文章の全部あるいは大部分が非公開とされている部分も存在するが、一部の語句のみを非公開とすることで、文脈は公開されている部分が存在するものであり、文章の全部あるいは大部分が非公開とされている部分は、過剰な非公開と取れるものである。

イ 非公開部分の条例第7条第2号ア該当性について

(ア) 弁護士の職印及び法人代表者の印鑑の印影について

実施機関が主張するように、弁護士の職印は、弁護士が職務を遂行する上で必要不可欠なものとなるものと思われるが、職務を遂行する上で必要不可欠なものであることが、ただちに非公開理由になるというものではない。また、法人代表者の印鑑の印影は、契約関係にある特定の者に対して知らせるものとなっている場合がそれなりに存在するものと思われるが、契約関係にある特定の者に対して知られるものであることが、ただちに非公開理由になるというものではない。

実施機関は、弁護士の職印については固有な財産権を強調し、法人代表者の印鑑の印影については契約関係のない不特定多数の者に公開する状態においているとはいえ、これを強調しているが、これらの個別の事情と条例第7条第2号アとは結びつくものではないことから、非公開理由が存在するというものにはならないと思われる。

(イ) 非公開理由該当性について

実施機関の主張は、これらの情報を公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるということが非公開理由にあたるというものであるから、条例における「おそれ」という語句が予定している法的保護に値する蓋然性が要求されると解するのが適当なものである。実際に公文書に記載されている情報の性質は多種多様であることから、個別の状況に応じて総合的に判断することで、非公開情報の該当性を判断するものと思われる。

実施機関は、印影が偽造された場合、犯罪行為に結びつく可能性があることを強調しているが、情報機器が飛躍的に進歩している現在、これら印影に限らず、ねつ造や改ざんのおそれは常に内在される問題であることから、偽造の可能性が非公開理由となるとすれば、情報機器によって偽造される可能性のある公文書は、すべて非公開ということになる。実際にはそのような条例の運用はなされていないことから、偽造のおそれは、非公開決定の直接の理由とはなり得ないものである。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の諾否決定理由説明書及び口頭による審査会への説明の内容は、次のように要約することができる。

(1) 本件処分に係る基本的な考え方について

ア 本件対象文書に記載されている情報について

本件対象文書に記載されている情報は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）に基づき審査請求を行った職員の職務遂行以外の情報であって、被処分者及び処分手続に関わる一部の事務担当者のみが知り得るものである。そして、審査請求に係る情報は、職員の身分取扱いに関する情報であって、特に慎重に扱われるべき機微情報である。勤務実績の不良、心身の故障といった理由により附されるという分限処分の性質から、個人の資質、人格又は名誉等に密接に関わる情報であり、その概要も公表していない。

また、本件対象文書は、実施機関が行った特定の事案の裁決に係る書面審理に関するものであり、全体にわたり、審査請求人などの特定個人に関する情報が記載されていることから、本来であれば全部を非公開としてもおかしくないような性質の文書ではあるものの、条例の目的と非公開事項とを照らし合わせながら、一つひとつ検討し、非公開情報が誤って公開されないよう、また、公開すべき情報が非公開とならないよう、複数の書記で点検を行い、十分に時間をかけて部分公開決定としたものである。

イ 個人情報保護の原則と個人識別情報型について

条例の基本原則として、条例第3条第1号に「市の保有する公文書は、原則として公開することとし、非公開とする公文書を必要最小限にとどめること」と規定しているが、同条第2号に「基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人情報を最大限に保護すること」と併せて規定している。市の公文書は、原則公開とする一方、個人の権利利益を侵害することがないよう、個人情報を最大限に保護しなければならないというものである。

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを非公開とする旨を規定しており、本号に該当すれば、同号ただし書きに規定する場合を除き非公開となる。

個人情報の保護を図るためには、一般的に明確でないプライバシーに関する情報を個別に検討して公開の判断を行うよりも、個人が識別されるおそれがある情報を広くとらえ、これを原則非公開とする方が個人の権利利益の保護が図られることか

ら、条例は、個人識別情報型を採用している。

(2) 部分公開決定の理由について

ア 条例第7条第1号該当性について

本件対象文書に記載された情報のうち、条例第7条第1号に該当するとして非公開とした部分は、職員が法に基づき審査請求を行った職務遂行以外の情報であり、特定の個人が識別され得る、その他の記述等により識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある個人に関する情報であって、これらを公開した場合、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。

イ 条例第7条第2号ア該当性について

本件対象文書に記載された情報のうち、条例第7条第2号アに該当するとして非公開とした部分は、弁護士の職印及び法人の代表取締役の印鑑の印影である。

弁護士の職印は、弁護士が職務を遂行する上で必要不可欠なものであり、当該弁護士が資格に基づき作成した書類等が真正なものであるとの認証的な機能があることから固有の財産権といえ、この情報を公開した場合における偽造、悪用等がなされる可能性を否定できず、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、法人代表者の印鑑の印影は、法人の内部管理に関する情報であって、契約関係にある者以外に広く公となることが予定されている情報ではない。さらに、契約書の記載事項の履行を確約する意味で押なつされており、当該法人の事業活動とは別に広く公となってしまうと、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(3) 部分公開決定通知書における公開しない部分の概要の記載について

申立人に送付した部分公開決定通知書における公開しない部分の概要について、適切に記載されていないことが確認された。このことを受けて、審査会に提出した諾否決定理由説明書では、非公開部分の概要に漏れが無いように適切に記載したが、審査会からは、諾否決定理由説明書における非公開部分の概要の記載と対象文書の墨消し部分に、なお不整合な点が見受けられるとの指摘を受けた。

この指摘に対し、実施機関において改めて非公開部分の検証を行ったところ、非公開部分の概要の記載漏れはなかったと判断したが、諾否決定理由説明書に記載した非公開部分の概要の一部に抽象的な記載があったと認識した。

この点を踏まえ、非公開部分の概要については、請求者が客観的に把握できるよう、具体的な表記とする必要があることから、今後の公開請求に係る対応において

は、特に注意を払うよう努めたい。

4 審査会の判断

審査会は、申立人の主張及び実施機関の説明を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、別表 1 に掲げる文書 1 ないし文書 33 であって、実施機関に対し
て提起された特定の審査請求の処理過程において、審査請求人側の代理人及び処分
者側の代理人双方から、実施機関に対して提出された書面である。

(2) 非公開部分に係る判断について

ア 条例第 7 条第 1 号該当性について

申立人は、条例第 7 条第 1 号に該当する状況がないのであれば、非公開理由が存
在しないことになることから、個人識別情報型に由来する非公開部分ではない非公
開部分については、特定の個人の権利利益を侵害するおそれを評価するのではな
く、個人識別性を判断する必要があるとし、また、日付に関する情報は個人識別性
が認められないと主張する。

一方、実施機関は、職員が法に基づき審査請求を行った職務遂行以外の情報であ
り、被処分者及び処分手続に関わる一部の事務担当者のみが知り得る情報であっ
て、個人の資質、人格又は名誉等に密接に関わる情報であるとし、特定の個人が識
別され得る、その他の記述等により識別することができる、又は特定の個人を識別
することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ
がある個人に関する情報であって、これらを公開した場合、当該個人の権利利益を
侵害するおそれがあると説明する。

当審査会が、本件対象文書について、詳細に見分したところ、これらの文書は、
審査請求人の情報、証人の情報を含めた関係者職員の情報、文書の作成日等の情
報、郵便物に関する情報及び医師又は医療機関に関する情報に大別することができ
る。そこで、以下では、これらの情報について、条例第 7 条第 1 号の規定に則し
て、その該当性を、順次検討していくことにする。

(ア) 審査請求人の情報について

実施機関に対して審査請求を行った審査請求人の情報としては、氏名、住所
(居住地)、生年月日、年齢、性別、役職名、職名、所属、経歴、病名、特定行
動及び発言内容、行動日、業務内容、印影、職員コード、電話番号、通勤経路地
図、休暇等の日数及び理由並びに住居用建物賃貸借契約書及び住居用建物賃貸借

契約書における記載事項が非公開とされていることが確認できる。

これらの情報は、法に基づき附された分限免職処分に関し、審査請求を提起した審査請求人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当する。加えて、本件対象文書の全体の趣旨からして、これらの情報の実質は、職員の身分取扱いに関する情報に該当するものであって、職員の職務の遂行に関する情報ということとはできない。したがって、審査請求人の情報について、別表2に掲げる情報を除き、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 関係者職員の情報について

関係者職員の情報としては、氏名、住所、役職名、所属、経歴、病名、特定行動及び発言内容、行動日、業務内容、印影、職員コード並びに電話番号が非公開とされていることが確認できる。また、関係者職員のうち証人の情報としては、氏名、役職名、所属及び印影が非公開とされていることが確認できる。この証人の情報については、関係者職員の情報として部分公開決定通知書において記載があり、諾否決定理由説明書において具体的に説明されたものと解することができることから、関係者職員の情報としてここで併せて検討することとする。

関係者職員の情報については、申立人が主張するように、公務員の職務遂行に関する情報であると捉えられる側面がないわけではないが、一方で、本件対象文書の全体の趣旨と、これらの者と審査請求人との関係性を考えると、審査請求人が識別され、又は識別され得る情報であると認めることができる。また、関係者職員の情報として非公開とされた情報のうち、当該職員の自宅の住所や電話番号の情報については、当該職員の職務遂行に関する情報ではなく、かつ、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。したがって、関係者職員の情報について、別表2に掲げる情報を除き、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 文書の作成日等の情報について

文書の作成日等の情報としては、文書作成日、文書收受日、DB登録番号及び起案日等の日付が非公開とされていることが確認できる。

これらの情報のうち、DB登録番号及び起案日等の日付については、処分よりも前における被処分者である審査請求人に関する情報であり、それに対する考え方は、審査請求人の情報に関する条例第7条第1号該当性に係る検討の項目である4(2)ア(ア)において記載したとおりである。したがって、DB登録番号及び起案日等の日付の情報については、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(エ) 郵便物に関する情報について

郵便物に関する情報としては、郵便物の取扱局、担当者及び取扱日のほか郵便物の受取人の氏名、住所及び郵便番号が非公開とされていることが確認できる。これらの情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。したがって、これらの郵便物に関する情報について、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(オ) 医師又は医療機関に関する情報について

医師又は医療機関の情報としては、医師に関する情報として医師の氏名及び印影が非公開とされており、医療機関の情報としては医療機関の名称、所在地及び電話番号が非公開とされていることが確認できる。

医師又は医療機関の情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるといえる場合もあるが、本件において特定の医療機関に属する医師が特定の人物を診断したとの情報は、慣行として公にされ、又は公にされ得る情報であるとは認められず、かつ、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。したがって、医師又は医療機関の情報について、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

イ 条例第7条第2号ア該当性について

申立人は、弁護士の職印については、弁護士が職務を遂行する上で必要不可欠なものであり、法人代表者の印鑑の印影については、契約関係にある特定の者に対して知らせるものとなっている状態にあるとしながらも、これらの状況がただちに条例第7条第2号アに結びつくものではないと主張する。また、条例が予定している法的保護に値する蓋然性が要求されるべきであり、情報機器によって偽造される可能性のある公文書は、すべて非公開ということになってしまうことから、非公開決定の直接の理由とはなり得ないものであると主張する。

一方、実施機関は、弁護士の職印については、弁護士が職務を遂行する上で必要不可欠なものであり、当該弁護士が資格に基づき作成した書類等が真正なものであるとの認証的な機能があることから固有の財産権といえ、この情報を公開した場合における偽造、悪用等がなされる可能性を否定することはできないと説明する。また、法人代表者の印鑑の印影については、法人の内部管理に関する情報であって、契約関係にある者以外に広く公となることが予定されている情報ではなく、契約書の記載事項の履行を確約する意味で押なつされており、当該法人の事業活動とは別に広く公となってしまうと、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると説明する。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、これらの印影については、実施機関が説明するように、当該文書が真正に作成されたものであることや契約の記載事項の履行を確約する意味で押なつされており、そのような認証的機能を有するにふさわしい形状を備えていると認められる。そのため、これらの印影が偽造され、悪用された場合における支障は否定できないことから、これらを公開することは、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって、これらの印影について、条例第7条第2号アに該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 非公開とした情報のうち公開することが相当である情報について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、別表2に掲げる情報については、公開することが相当であると判断する。その理由は、次に記載するとおりである。

(ア) 審査請求人の情報について

文書15における非公開部分のうち、法律相談票における相談料について検討すると、法律相談票の記載事項の一部は非公開とされているが、相談の事実は明らかになっていることから、相談料を支払った事実の有無によって特定の個人が識別され得るとは認められず、また、相談料の多寡をもって特定の個人が識別され得るとは認められない。

また、文書15における非公開部分のうち、窓口広聴受付カードにおける相談の相手方の区分欄について検討すると、相談の事実自体が公開されていることからすれば、その相談に際して、いかなる専門家に相談をしたかという相談の相手方の区分欄を公開することによって、特定の個人が識別され得るとは認められない。

よって、文書15において非公開とされた情報のうち、別表2に掲げる部分については、公開することが相当である。

(イ) 関係者職員の情報について

対象文書における非公開部分のうち、関係者職員の人数の記載について検討すると、関係者職員の氏名や役職の情報については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるが、関係者職員の人数の記載をもって特定の個人が識別され得るとは認められない。

また、関係者職員の情報として非公開とされた情報のうち、文書25及び26において公平委員会事務局書記の姓の記載が非公開とされていることも確認された。公平委員会事務局書記の姓の記載については、公務員の職務の遂行に関する情報

であり、当該書記の姓が公開されることによって、審査請求人等の特定の個人が識別され得るとは認められない。

よって、関係者職員に関する情報として非公開とされた情報のうち、別表2に掲げる部分については、公開することが相当である。

(ウ) 文書の作成日等に係る情報について

本件対象文書においては、実施機関への提出書面の作成日がいずれも非公開とされていることが確認できる。また、実施機関が双方の代理人から書面の提出を受けた日付、双方の代理人が相手方の代理人から書面の提出を受けた日付、提出書面の期日、ファックス送信の日付及び関係者職員が作成した陳述書の作成日が非公開とされていることも確認できる。

しかしながら、本件対象文書は、実施機関に対して提起された特定の審査請求の処理過程において、審査請求人側の代理人及び処分者側の代理人の双方から、実施機関に対して提出された書面であり、審査請求が提起されてから、裁決に至るまでの期間に作成されたことは明らかで、特定の個人が識別され得る情報である審査請求日や分限免職日とは違い、これらの日付から、直ちに特定の個人が識別され得る情報であるとは認められない。

よって、文書の作成日等に関する情報として非公開とされた情報のうち、別表2に掲げる部分については、公開することが相当である。

(3) 本件処分における部分公開決定について

申立人は、公文書の原則公開の理念は尊重されており、かなりの部分が公開されているとしつつ、一部の語句のみを非公開とすることで、文脈は公開されている部分が存在するのであるから、文章の全部が非公開とされている部分は過剰に非公開とされていると主張する。

一方、実施機関は、本件対象文書に対する評価として、本来であれば全部を非公開としてもおかしくないような性質の文書ではあるものの、条例の目的と非公開事項とを照らし合わせながら、一つひとつ検討し、非公開情報が誤って公開されないよう、また、公開すべき情報が非公開とならないよう、複数の書記で点検を行い、十分に時間をかけて部分公開決定を行ったと説明する。

当審査会において、本件対象文書を詳細に見分したところ、特定の語句を非公開とした場合の公開部分には、助詞や句読点だけが公開され、それのみでは意味を成し得ない記載が多く見受けられた。その上、本件処分による非公開部分については、そもそも条例第8条で定める「非公開部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当するということが困難であると認めら

れる。

このことから、文章の全部が非公開とされている部分には、一部の語句だけでも公開できる部分が含まれているとする申立人の主張を採用することはできない。

なお、本件処分においては、部分公開決定通知書において公開しない部分の概要について、同通知書に記載されていない部分があることが、その後、当審査会に提出された諾否決定理由説明書の記載からも確認することができ、実施機関からの口頭説明聴取の際にもその旨の説明を受けた。この点については、その後の諾否決定理由説明書の記述によってある程度の補正がなされたと解されるとともに、本件処分の異議申立てに実質的な不利益が生じていないといえることができるとしても、決定通知のあり方としては、極めて不適切であると言わざるを得ない。そのほか、非公開部分の概要の記載には極めて抽象的な点も見受けられ、当審査会における対象文書の見分の際にも、非公開部分の概要に記載されたどの部分に該当して非公開とされたのか判断しかねる部分も認められた。本来、部分公開決定通知書は、具体的に記載されるべきであって、そのために十分な精査及び確認が行われるべきである。実施機関において、今後の諾否決定に係る事務手続に際しては、この点を踏まえた、適正な対応をとるよう強く望むものである。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他についても主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横須賀市情報公開審査会

委員長	原田一明
委員	三浦大介
委員	遠藤正敏
委員	千賀重義
委員	望月由佳子

○ 審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
平成24年 4 月 2 日	・ 異議申立ての提起
平成24年 5 月 9 日	・ 横須賀市公平委員会からの諮問
平成24年 6 月 12 日	・ 実施機関から「諾否決定理由説明書」の收受
平成24年 7 月 17 日	・ 異議申立人から「諾否決定理由説明書に対する意見書」の收受
平成25年 2 月 22 日	・ 審議
平成25年 3 月 25 日	・ 実施機関からの口頭説明聴取
平成25年 4 月 15 日	・ 異議申立人から「書面による意見等の陳述書」の收受
平成25年 4 月 22 日	・ 審議
平成25年 5 月 27 日	・ 審議
平成25年 7 月 1 日	・ 審議
平成25年 8 月 1 日	・ 実施機関からの口頭説明聴取 ・ 審議
平成25年 8 月 30 日	・ 審議

別表 1

文書 1	反論書（1）に対する答弁書
文書 2	反論書（2）
文書 3	反論書（2）求釈明に対する答弁書
文書 4	反論書（2）に対する認否・反論書
文書 5	反論書（3）
文書 6	反論書（2）に対する認否・反論書その 2
文書 7	反論書（4）
文書 8	これまでの主張及び答弁
文書 9	送付書（処分者代理人）
文書10	証拠説明書（処分者代理人）
文書11	証拠申出書（申立人代理人）
文書12	証拠申出書（処分者代理人）
文書13	陳述書（1）
文書14	陳述書（2）
文書15	証拠説明書（申立代理人）
文書16	陳述書（3）
文書17	証拠説明書（処分者代理人）
文書18	論点整理文書
文書19	証拠説明書（申立代理人）
文書20	陳述書（4）
文書21	陳述書（5）
文書22	証拠説明書（処分者代理人）
文書23	証拠説明書（申立代理人）
文書24	証拠説明書（処分者代理人）

文書25	最終準備書面
文書26	最終反論書
文書27	最終反論書
文書28	最終準備書面（補充）
文書29	証拠説明書（処分者代理人）
文書30	最終反論書反論（2）
文書31	最終反論書反論（3）
文書32	証拠説明書（申立代理人）
文書33	証拠説明書（申立代理人）

別表 2

文書名	公開することが相当である部分
文書 1	1 頁目における文書作成日
	乙第 9 号証52頁目における関係者職員の人数
文書 2	1 頁目における文書作成日
	24頁目から26頁目まで及び28頁目における関係者職員の人数
文書 3	1 頁目における文書作成日
文書 4	1 頁目における文書件名の日付、文書作成日及び收受日
	10頁目及び11頁目における関係者職員の人数
文書 5	1 頁目における文書作成日、文書收受日及び提出書面の作成日
	書類送付書における発信日及び送付書面の作成日
	ファクシミリ送信書における送信日、送信書面の作成日及びファクシミリの送信日
	送信書面におけるファクシミリの送信日
	ファクシミリ送信書兼受領書における送信日、送信書面の作成日、受領日及びファクシミリの送信日

文書 6	1 頁目における文書作成日
	2 頁目における提出書面の作成日
	F A X 送付書兼受領書における送信日、次回期日、送信文書の作成日、受領日及びファクシミリの送信日
文書 7	1 頁目における文書作成日及び提出書面の作成日
	2 頁目及び 9 頁目における提出書面の作成日
	6 頁目における関係者職員の人数
文書 8	1 頁目における作成日
	送付書における送信日及び送信書面の作成日
	送付書及び送信書面におけるファクシミリの送信日
	送付書面（反論書（4）） 1 頁目における作成日
	送付書面（反論書（4）） 1 頁目、 3 頁目及び10頁目における提出書面の作成日
	送付書面（反論書（4）） 7 頁目における関係者職員の人数
	送付書面（これまでの主張及び答弁） 1 頁目における作成日
文書 9	送付書における発信日、次回期日及び收受日
	送付書面（論点整理） 2 頁目から 9 頁目まで及び11頁目における提出書面の作成日
	送付書面（論点整理） 6 頁目における関係者職員の人数
文書10	乙第 1 号証ないし乙第17号証に係る証拠説明書の作成日
	乙第 1 号証ないし乙第17号証に係る証拠説明書 2 頁目における乙第 7 号証、乙第 8 号証及び乙第 9 号証の作成年月
	送信書兼受領書における送信日、次回期日、受領日及びファクシミリの送信日
	乙第18号証ないし乙第21号証に係る証拠説明書の作成日及び收受日
	乙第18号証ないし乙第21号証に係る証拠説明書における乙第19号証、乙第20号証及び乙第21号証の作成日
	乙第19号証 7 頁目、乙第20号証 7 頁目及び乙第21号証 7 頁目における各証拠書類の作成日

文書11	証拠申出書の作成日及び收受日
	指導等について証すべき事実に係る添付資料4頁目における提出書面の作成日
	指導等について証すべき事実に係る添付資料7頁目、8頁目及び9頁目における関係者職員の人数
文書12	証拠申出書の作成日
	乙第22号証11頁目における作成日
	送信書兼受領書における送信日、次回期日、送信文書の作成日、受領日及びファクシミリの送信日
文書13	1頁目における文書作成日
	9頁目における書面提出日
	45頁目、89頁目、90頁目及び93頁目における関係者職員の人数
文書14	1頁目における文書作成日
文書15	証拠説明書の作成日
	証拠説明書4頁目における甲第16号証、甲第17号証及び甲第18号証の作成日
	働く人の法律相談票における相談料
	窓口広聴受付カードにおける相談の相手方の区分欄
	ファクシミリ送信書における送信日、送信書面の作成日及びファクシミリの送信日
文書16	1頁目における文書作成日
	1頁目から25頁目までにおけるファクシミリの送信日
	ファクシミリ送信書兼受領書における送信日、送信書面の作成日、受領日及びファクシミリの送信日
文書17	証拠説明書の作成日
	証拠説明書における乙第22号証の作成日
	送信書における送信日、次回期日及び送信文書の作成日
	送信書兼受領書における送信日、次回期日、送信書面の作成日、受領日及びファクシミリの送信日

文書18	ファクシミリ送信書における送信日
	ファクシミリ送信書及び送信書面におけるファクシミリの送信日
	送信書面16頁目及び34頁目における書面提出日
	送信書面21頁目から24頁目までにおける関係者職員の人数
	ファクシミリ送信書兼受領書における送信日、受領日及びファクシミリの送信日
	書類送付書の送信日、受領書欄における受領年及びファクシミリの送信日
文書19	証拠説明書の送信日、証拠書面の作成日及びファクシミリの送信日
文書20	1頁目から20頁目までにおけるファクシミリの送信日
	1頁目における作成日
	10頁目における関係者職員の人数
文書21	1頁目から12頁目までにおけるファクシミリの送信日
	1頁目における作成年月日
	書類送付書兼受領書における送信日、受領日及びファクシミリの送信日
文書22	証拠説明書の作成日
文書23	証拠説明書の作成日
	証拠説明書における甲第21号証及び甲第22号証の作成日
文書24	証拠説明書の作成日
文書25	1頁目における作成日
	15頁目における関係者職員の人数
	被処分者代理人の受領書における送信日、公平委員会事務局書記の姓、文書作成日、受領日及びファクシミリの送信日
文書26	1頁目における作成日
	14頁目から17頁目まで及び37頁目における関係者職員の人数
	資料2 16頁目及び34頁目における提出書面の作成日
	資料2 21頁目から24頁目までにおける関係者職員の人数

	資料4 4頁目における提出書面の作成日
	資料4 7頁目から9頁目までにおける関係者職員の人数
	被処分者代理人の送付書における送信日、公平委員会事務局書記の姓及びファクシミリの送信日
文書27	1頁目における作成日
	14頁目、16頁目から18頁目まで及び38頁目における関係者職員の人数
	書類送付書兼受領書における送信日、送付書面の作成日、受領日及びファクシミリの送信日
文書28	1頁目における作成日
文書29	証拠説明書の作成日
文書30	1頁目における作成日
	2頁目における提出書面の作成日
	28頁目、30頁目、43頁目、56頁目及び59頁目における関係者職員の人数
文書31	1頁目における作成日
	2頁目における提出書面の作成日
文書32	証拠説明書の作成日
	ファクシミリ送信書兼受領書における送信日、送信書面の作成日、受領日及びファクシミリの送信日
文書33	証拠説明書の作成日
	証拠説明書における甲第27号証の1及び甲第28号証の作成日
	証拠説明書における甲第29号証、甲第30号証及び甲第31号証の作成年月